



国民健康保険に加入中の方 正しい受診で医療費の適正化を

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

病気やケガをしたときに使う国民健康保険の正しい受診方法について、正しい知識を身に付け、適正に受診しましょう。

■医療費とは

医療機関を受診するときにかかるお金を「医療費」といいます。国民健康保険の医療費の主な財源は、国民健康保険税です。

医療費が増えると、国民健康保険税も増額せざるを得なくなり、家計への負担も大きくなってしまうです。(下記「表」参照)

■医療費増加の原因

高齢化や医療技術の進歩、生活習慣病の増加・重複・頻回受診、安易な受診などが増加の原因として挙げられています。

■医療費を減らすには

次のような心掛けが医療費の削減につながります。

①医者のかかり方

軽い症状や同じ病気などで「複数の医療機関を受診する」「休日や夜間に受診する」「最初から大病院を受診する」「医師の指示を守らない」などを行うと、医療費が増えるだけでなく、重複する検査や投薬により身体に負担が掛かります。

また、医師の負担増加となり、本来に必要な人に医療の手が届かなくなる可能性があります。

【かかりつけ医やかかりつけ薬局を持っていますか】

体のことを理解している医師がいると安心です。信頼できる身近な医師を見つけ、気になることがあったら、最初にかかりつけ医に相談する習慣を付けましょう。

また、かかりつけ薬局を決め、お薬手帳を利用することにより処方歴が分かるので、重複処方の防止や飲み合わせなどの服薬の相談もできるようになります。

②ジェネリック医薬品の利用

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、特許期間の過ぎた新薬(先発医薬品)と同じ効能のある処方薬で、新薬よりも低価格です。

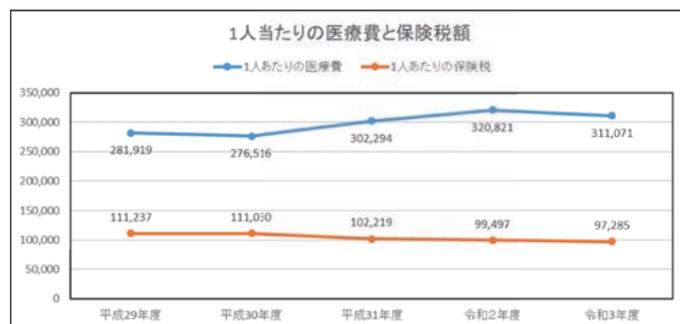
ジェネリック医薬品に切り替えることで、医療費の抑制につ

ながら、医療機関での窓口負担も少なくなる場合がありますので、医師や薬剤師に相談してみましょう。

③身体を大切に

病気になる前に予防することが最高の治療法かつ医療費の節約法です。生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよくとりましょう。

また、年に一度は健診を受診し、自分の健康状態を把握するとともに、病気になる生活習慣を心がけましょう。



新型コロナワクチン接種情報

町民税務課 新型コロナワクチン接種コールセンター ☎85・5679

■令和5年春開始接種

令和5年春開始接種が受けられる期間は、8月末までです。接種を希望する方は、予約をお急ぎください。

【対象者】

- ① 初回接種を完了し、次の①～③に該当する方
- ② 65歳以上の高齢者
- ③ 5歳から64歳までの基礎疾患を有する方

③ 医療従事者、高齢者施設等の従事者

※接種券がお手元にならない場合は、再発行が可能です。町コールセンターにご連絡ください。

■令和5年秋開始接種

9月以降は、初回接種を完了している5歳以上の方全員を対象とした「令和5年秋開始接種」が始まる予定です。詳細が決まりましたら、町ホームページなどでお知らせします。



福祉関係の各種手当 障害を事由とした手当のご案内

町民税務課 福祉係 ☎77・3914

それぞれの対象要件に該当する方は、次のとおり各種手当の支給が受けられます。

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を扶養している父母等に支給されます。

■支給額(令和5年4月以降)

障害の程度に応じて、次のとおり支給額が決定します。

【1級】 53,700円/月

【2級】 35,760円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則として年3回、指定口座に振り込まれます。

■その他

- ・支給の対象となる障害の程度はおおむね中度ですが、ケースによって異なるため、詳細はお問い合わせください。
- ・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
- ・すでに支給している方は、所得状況届の提出が必要です。
- ※提出書類の案内(8月上旬に送付)を確認の上、9月11日(月)までにご提出ください。

特別障害者手当・障害児福祉手当

【特別障害者手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方に支給されます。

① 重度の障害が二つ以上ある方

② 重度の障害が一つあり、他の障害が二つ以上ある方

③ 重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活で常時特別な介護を必要とする方

【障害児福祉手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する児童に支給されます。

① 重度の障害が一つ以上ある方

② 身体または知的・精神に合併障害のある方

※前記の対象要件は参考としてご確認ください。

■支給額(令和5年4月以降)

【特別障害者手当】

27,980円/月

【障害児福祉手当】

15,220円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則として年度中4回、支給月の前月までの手当が指定口座に振り込まれます。

■その他

- ・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
- ・すでに支給している方は、所得状況届の提出が必要です。
- ※提出書類の案内(8月上旬に送付)を確認の上、9月11日(月)までにご提出ください。

在宅重度知的障害者および なたきり身体障害者福祉手当

在宅で生活する20歳以上の重度知的障害者およびなたきり身体障害者の方本人もしくは、その介護人へ支給されます。

■支給対象者

【在宅重度知的障害者】

満20歳以上の在宅者で療育手帳の程度がA、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2と判定される障害者および障害者相談センター長の発行する判定書において重度と判定された方

【なたきり身体障害者】

居室において、おおむね6カ月以上なたきりで、入浴や食事、排便など日常生活のほとんどに人手を要する満20歳以上65歳未満の方

【介護人】

前記に該当する障害者と同居し、現に日常生活に必要な介護をしている家族の一人

■支給額

12,650円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則年2回、支給月の前月までの手当が指定口座へ振り込まれます。

■その他

- ・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
- ・特別障害者手当や国の制度による在宅重度知的障害者福祉手当を受給されている場合、本手当は支給されません。
- ・すでに支給している方は、所得状況届の提出が必要です。
- ※提出書類の案内(8月上旬に送付)を確認の上、9月29日(金)までにご提出ください。